参考資料3

知調三発第81号 平成31年3月13日

地方公共団体の非識別加工情報の 作成・提供に係る効率的な仕組み の在り方に関する検討会 座長 宇賀 克也様

全国知事会 事務総長 (公印省略)

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な 仕組みに係る中間とりまとめ (案) について

標記の件について、情報化推進プロジェクトチームでとりまとめましたので、お知らせします。

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みに係る中間とりまとめ(案)について

1 基本的な枠組み

・ 地域課題の解決に繋がる新産業の創出促進の観点から、円滑かつ効率 的なデータ提供を行う環境整備が重要であり、国による制度設計の下、 各地方公共団体からの個別提供ではなく、統一的なルールによる提供可 能な作成組織の設置により、地方のデータ利活用が更に推進されること に期待している。

2 作成組織の認定

・ 個人情報の提供に対する住民の不安感を払拭するよう、作成組織は、各地方公共団体から提供する個人情報を安全かつ適正に管理・加工・提供するために必要な、一定以上の認定基準を満たした事業者の認定を徹底すること。

3 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供

・ 作成組織に個人情報を提供する際に行う「一定の加工」については、 膨大なデータを処理することが考えられるため、加工方法の統一など、 **地方公共団体への負担軽減に配慮**すること。

4 地方公共団体におけるデータ項目等の公表

・ 公表するデータ項目等の内容や方法については、<u>各地方公共団体における個人情報データ取扱いの実情を踏まえ</u>、地方公共団体の負担とならないようにすること。

5 その他、制度化にあたっての留意点

- ・ 本制度については、<u>地方公共団体の事務に大きく関与</u>するものであることから、今後の検討にあたっては、地方公共団体への <u>速やかな情</u> 報提供と協議。を行うこと
- ・ 当該立法措置による地方公共団体からの作成組織に対する個人情報の提供について、各地方公共団体の条例運用や解釈の違いに配慮の上、 施行に当たっては十分な周知と説明。を行うこと。
- ・ 今後、作成組織の事業採算性について検証されることとなるが、<u>地方</u> 公共団体へ財政負担が生じないような制度設計とすること。

項目	意 見
1立法措置	各地方公共団体の条例改正によることなく、立法措置により
について	地方公共団体のデータを利活用する仕組みを整えることについ
	て、中間とりまとめの冒頭で明示することを要望すること。ま
	た、新たな法の施行にあたって自治体の条例整備を要しない仕
	組みとすること。
2 地方公共	「死者」の情報を個人情報保護条例の適用対象としている地
団体からの	方公共団体においては、作成組織に提供する個人情報から「死
個人情報の	者」の情報を削除することは困難であるため、その実情に配慮
円滑な提供	すること。
3 地方公共	地方公共団体が条例に基づき適正に個人情報の提供が可能と
団体からの	なるよう、適切な立法措置とすること。(法令で提供を義務づけ
個人情報の	ること。)
円滑な提供	
5 その他制	本制度の仕組みに係る地方公共団体の意見聴取のあり方とし
度化にあた	ては、全国知事会が地方の意見を集約する形ではなく、国が直
っての留意	接、各地方公共団体の意見を聴取するなどし、地方の実情を十
点	分に踏まえた制度を構築することを要望すること。
	各自治体の個人情報保護に係る条例においては、「法令に基づ
	く場合」等を除き、保有個人情報の目的外利用や第三者提供を
	原則禁止している。現在検討されている作成組織へのデータ提
	供は、この第三者提供に当たると解されることから、当該第三
	│者提供が条例上の「法令に基づく場合」として解釈・運用が可 │
	能となるよう立法措置をとられたい。
	併せて、「作成組織の在り方について(未定稿)」第 10 の項目に
	記載されているとおり、本制度の導入をはじめ専門的技術的事
	項に至るまで、条例委任事項を創設する等、各自治体が形式的
	に過ぎない条例改正を余儀なくされるような内容とはしないこ
	│と。 │また、保有するデータの提供に係る手数料の徴収等の枠組みに │
	また、保有する
	ういての検討を打りなる、各日石体の対源権体についても配慮 されたい。
	C101-0.0